

個人情報保護の更なる強化について

令和5年9月20日、デジタル庁は、個人情報保護委員会から、デジタル庁の個人情報保護に係る通知を受けました。

デジタル庁としては、個人情報保護委員会による指導を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

また、新たな制度やシステムの構築の際、個人情報保護の観点をも、より一層組み込んでいく考え方（プライバシー・バイ・デザイン（Privacy-by-design））を徹底し、下記の取組を積極的に推進してまいります。

記

1 個人情報保護体制等の更なる強化

(1) 個人情報保護体制の強化

令和5年9月1日に個人情報保護に関し専門的な知見を有する参与を任用しました。今後さらに、個人情報保護に係る人員の充実強化を図ります。併せて、専門的な知見も活用するため、専門人材を積極的に登用してまいります。

(2) 組織横断的な個人情報保護の情報共有の徹底

個人情報保護に関し責任を有する者について見直しを行い、各々の役割、報告経路（レポートライン）等を明確化するなど組織横断的な個人情報保護対策を行ってまいります。また、組織における迅速な情報共有のため、リスク事案ホットラインを設置したところであり、個人情報保護にかかる事案にも、これを積極的に活用してまいります。

2 個人情報保護意識の向上に向けた取組の更なる充実

今後、個人情報保護関係規程の庁内への周知徹底を図るとともに、研修内容を更に充実し、職員の個人情報保護に対する意識の向上に向けた取組を推進してまいります。

3 個人情報保護に関する監査の更なる充実

個人情報保護を徹底するため、定期的かつ継続的な内部監査の充実を図ってまいります。また、監査において外部から指導を受けることなども検討してまいります。

4 特定個人情報保護評価に関する体制

リスク環境の変化に応じた特定個人情報保護評価の見直しを適時・適切に実施する体制を有効に機能させてまいります。

(以上)